

○九州地方整備局告示第二百二十四号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示を次のように定める。

令和四年十月二十日

九州地方整備局長 藤巻 浩之

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示

長崎県西海市江島沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該促進区域内海域の占用又は土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六条第一項の規定により非課税とされるものである場合においては、別表により算出した額とする。

別表

一 占用料

占用区分				単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（チエーン、ワイヤー等及びケーブルを除く。）				占用面積一平方メートルにつき 一年	百円
漁業用施設					
チエーン、ワイヤー等					二十円
外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・二五メートル未満のもの		十七円五十銭
外径が〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・二五メートル未満のもの	外径が〇・二五メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・三・五メートル未満のもの		十一円五十銭
外径が〇・二五メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・三・五メートル未満のもの	外径が〇・三・五メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・四・五メートル未満のもの		十六円五十銭
外径が〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四・五メートル以上〇・五メートル未満のもの	外径が〇・五メートル以上〇・五・五メートル未満のもの	外径が〇・五・五メートル以上〇・六メートル未満のもの		二十四円五十銭
外径が〇・五・五メートル未満のもの	外径が〇・六メートル以上〇・六・五メートル未満のもの	外径が〇・六・五メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上〇・七・五メートル未満のもの		三十三円

ケーブル						長さ一メートルにつき一年	
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの							四十九円五十銭
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの							六十五円
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの							百十五円
外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの							百六十五円
外径が一メートル以上のもの							三百三十円

備考

1 占有面積若しくは長さが一平方メートル未満若しくは一メートル未満であるとき、又は占有面積若しくは長さに一平方メートル未満若しくは一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを一平方メートル若しくは一メートルとして計算するものとする。

2 占有の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお一月未満の端数があるときはこれを一月として計算するものとする。

3 占用料の額が百円未満であるとき、又は百円未満の端数があるときは、その全額又はその端数の額を百円として計算するものとする。

二 土砂採取料

採取物区分	単位	金額
土砂	一立方メートルにつき	九十四円
砂利		百三十九円
栗石（径十センチメートル以内）	一立方メートルにつき	百三十一円
玉石（径十五センチメートル以内）		七十円
野面石（径三十センチメートル以内）		六十円
割石（径五十センチメートル以内）	一個につき	六十円
転石（径五十センチメートル以上）		八十二円
備考	採取容積が一立方メートル未満であるとき、又は採取容積に一立方メートル未満の端数があるときは、その全容積又はその端数の容積を一立方メートルとして計算するものとする。	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。